

令和2年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会
議案説明資料



令和2年8月28日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和2年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会議案説明資料 目次

	資料番号	ページ 番号
承認		
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))	資料1	1
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	資料2	3
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))	資料3	9
承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	資料4	11
議案		
議案第8号 令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について	資料5	15
認定		
認定第1号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	資料6	17
認定第2号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	資料7	21

【このページは空白です】

**令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について**

1 専決処分理由

令和元年度の療養給付費について、予算額を上回ることが確定したため、令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を編成しました。また、療養給付費の確定が令和2年第1回定例会後であったことから、令和2年第1回定例会へ上程することができず、議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであることから、専決処分としました。

2 補正の内容

30億5,962万5千円を増額し、予算総額を9,341億2,126万9千円としました。

(1) 歳入

○ 国庫負担金

療養給付費負担金の確定：30億5,962万5千円の増

＜歳入予算補正＞

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	1. 国庫負担金	210,851,757	3,059,625	213,911,382
歳入合計		931,061,644	3,059,625	934,121,269

(2) 歳出

○ 保険給付費

令和元年度療養給付費等の不足分：30億5,962万5千円の増

＜歳出予算補正＞

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費	1. 保険給付費	913,979,872	3,059,625	917,039,497
歳出合計		931,061,644	3,059,625	934,121,269

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について（専決処分の報告）

「新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について」

1 概要

国内における新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する観点から、労働者本人が感染した場合（発熱等の症状があり感染したことが疑われる場合を含む。）に、休みやすい環境を整備することが重要であること、並びに国の動向や他都市の状況を鑑み、当広域連合においても、臨時的な措置として、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 86 条第 2 項に規定する傷病手当金の支給ができるよう、当該条例の一部改正を行いました。

条例改正については、傷病手当金の支給目的から迅速に実施する必要があるため、専決処分としたことを報告するものです。

2 改正の内容

- (1) 給与等[※]の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定した日について、傷病手当金を支給する。

※ 給与等とは、所得税法に規定する棒給、給料、賃金等から健康保険法に規定する賞与を除いたものをいう。

- (2) 傷病手当金の額は、原則として、労務に服することができなかつた日 1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した 3 月間の給与等の合計額を就労日数で除して得た金額の 3 分の 2 に相当する金額とする。

- (3) 傷病手当金の支給対象期間は、令和 2 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間（国内の感染状況により延長される可能性があります。）で、療養のために就労することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日（＝ 4 日目）から就労することができない期間とする。

ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、支給を始めた日から最長 1 年 6 か月まで。（支給要件を満たす日について支給します。）

3 条例の施行日

公布の日（令和 2 年 6 月 1 日施行）

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

新	旧	備 考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p align="center">附 則</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>第7条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条において同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労</u></p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p align="center">附 則</p> <p>第1条～第6条（略）</p>	<p>附則第7条新設</p>

<p><u>務に服することを予定していた日について、当該被保険者に対し、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p><u>ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）</u></p>		
--	--	--

<p><u>を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整)</u></p> <p><u>第8条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>附 則 (令和2年6月1日条例第3号)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の附則第7条及び第8条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。</u></p>		<p>附則第8条新設</p>
--	--	----------------

(注) 傍線部分は改正部分

【このページは空白です】

令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

1 専決処分理由

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するため、令和 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を編成しました。また、迅速に実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであることから、専決処分としました。

2 補正の金額

1,532 万 1 千円を増額し、予算総額を 9,583 億 4,548 万 2 千円としました。

(1) 歳入

- 市町村負担金
傷病手当金関係事務経費に充てるため：232 万 1 千円の増
- 国庫補助金
傷病手当金の支払に充てるため：1,300 万円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	1. 市町村負担金	198,100,989	2,321	198,103,310
2. 国庫支出金	2. 国庫補助金	48,120,301	13,000	48,133,301
歳入合計		958,330,161	15,321	958,345,482

(2) 歳出

- 保険給付費
令和 2 年度傷病手当金の支払等：1,532 万 1 千円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費	1. 保険給付費	943,830,275	15,321	943,845,596
歳出合計		958,330,161	15,321	958,345,482

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について（専決処分の報告）

「新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について」

1 概要

保険料減免は、従来から条例第 16 条に規定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免について、国の財政支援の対象となる減免基準が新たに示されました。

新たな基準を採用することで減免の適用を拡大できることから、国の財政支援の減免基準に沿った保険料減免ができるよう条例の一部改正を行いました。

条例改正については、被保険者の救済を迅速に行う必要があるため、専決処分としたことを報告するものです。

2 改正の内容

令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月末までに納期限を迎える保険料額を対象として、以下の場合に減免の適用を拡大することができます。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

ア 対象者

同一世帯に属する被保険者

イ 減免額

保険料額の全部

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかについて、前年の当該収入と比較して 10 分の 3 以上の減少が見込まれる場合

ア 対象者

同一世帯に属する被保険者

イ 減免額

主たる生計維持者の所得減少割合に応じて、保険料額を減免

※ 減免の適用に当たっては、条例第 16 条の規定と比較し、減免額が大きくなる規定を適用します。

3 条例の施行日

公布の日(令和 2 年 7 月 9 日施行)

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
新旧対照表

新	旧	備考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第7条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな いとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下 _____同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者に対し、傷病手当金を支</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条～第27条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第7条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな いとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条において _____同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者に対し、傷病手当金を支</p>	

<p>給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の特例)</u></p> <p><u>第9条 広域連合長は、新型コロナウイルス感染症により世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合のいずれかに該当する被保険者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>附則第9条新設</p>
---	--	----------------

(注) 傍線部分は改正部分

令和2年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第1号)の概要

1 補正予算額

5億4,422万4千円を増額し、予算総額を36億4,321万1千円とします。

2 補正の内容

令和元年度の特別調整交付金保険者インセンティブ分の剰余金を保健事業等支援基金に積み立てるためのものです。

(1) 歳入

○ 繰越金

令和元年度特別調整交付金(保険者インセンティブ分)の繰越額の確定:

5億4,422万4千円の増

＜歳入予算補正＞ (単位:千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
5.繰越金 1.繰越金	1.繰越金	2	544,224	544,226
歳入合計		3,098,987	544,224	3,643,211

(2) 歳出

○ 保健事業等支援基金費

令和元年度特別調整交付金(保険者インセンティブ分)の繰越金を積立:

5億4,422万4千円の増

＜歳出予算補正＞ (単位:千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2.総務費 1.総務管理費	3.保健事業等支援基金費	25	544,224	544,249
歳出合計		3,098,987	544,224	3,643,211

【参考】

1 令和元年度特別調整交付金(保険者インセンティブ分)充当状況

(単位:千円)

R1年度交付額	R1年度事業充当額	繰越金
796,000	251,776	544,224

2 令和2年度末保健事業等支援基金残高見込み

(単位:千円)

	R1年度末残高	R2年度取崩額 (見込額)	R2年度積立額 (見込額)	R2年度末残高 (見込額)
保健事業等支援基金	1,079,059	0	(繰越分) 544,224 (利子分) 25	1,623,308

【このページは空白です】

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の概要

1 令和元年度決算の収支

令和元年度決算は、収入総額 48 億 8,639 万 4,505 円、支出総額 38 億 4,872 万 9,702 円、収支差引残額 10 億 3,766 万 4,803 円となりました。

(単位：円)

収入総額	支出総額	収支差引残額
4,886,394,505	3,848,729,702	1,037,664,803

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	R1年度	H30年度	増減額 (率)
1 分担金及び負担金	2,525,468	2,485,848	39,620 (1.6%)
2 国庫支出金	1,034,785	1,263,403	▲ 228,618 (▲18.1%)
3 財産収入	20	7	13 (189.1%)
4 繰入金	0	635,945	▲ 635,945 —
5 繰越金	1,284,436	470,425	814,011 (173.0%)
6 諸収入	41,686	72	41,614 (57265.3%)
7 県支出金	0	1,568	▲ 1,568 —
歳入合計	4,886,395	4,857,268	29,127 (0.6%)

(2) 歳入の主な増減

○分担金及び負担金：被保険者数の増加等に伴う事業費の増	39,620 千円
○国庫支出金：特別調整交付金（保険者インセンティブ分）交付減に伴う減	▲228,618 千円
○繰入金：被保険者証一斉更新、システム構築等に係る経費の減	▲635,945 千円
○繰越金：特別調整交付金（保険者インセンティブ分）等の増加に伴う前年度剰余金の増	814,011 千円
○諸収入：国保連からの審査支払手数料返還に伴う増	41,614 千円
○県支出金：後発医薬品使用促進推進事業（臨時事業）終了による減	▲1,568 千円

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	R1年度	H30年度	増減額	(率)
01 議会費	1,045	1,021	24	(2.4%)
02 総務費	3,847,685	3,571,811	275,874	(7.7%)
01 総務管理費	3,847,387	3,571,504	275,883	(7.7%)
広域連合運営管理費	100,283	98,522	1,761	(1.8%)
広域連合事業費負担金	390,908	391,527	▲619	(▲0.2%)
会計関係費	57	53	4	(8.2%)
高齢者医療管理費	214,303	218,146	▲3,843	(▲1.8%)
保険料関係事業費	25,544	13,431	12,113	(90.2%)
資格管理事業費	96,576	465,078	▲368,502	(▲79.2%)
給付関係事業費	198,633	180,624	18,009	(10.0%)
医療費適正化事業費	513,453	486,059	27,394	(5.6%)
電算システム関係費	807,900	1,194,997	▲387,097	(▲32.4%)
広報広聴活動関係費	28,544	22,784	5,760	(25.3%)
財政調整基金費	737,660	154,750	582,910	(376.7%)
保健事業等支援基金費	733,526	345,533	387,993	(112.3%)
02 選挙費	25	39	▲14	(▲35.0%)
03 監査委員費	273	268	5	(1.6%)
歳出合計	3,848,730	3,572,832	275,898	(7.7%)

(2) 歳出の主な増減

- 資格管理事業費：被保険者証の一斉更新がないことによる減 ▲368,502 千円
- 電算システム関係費：標準システムサーバー機器更改終了に伴う減 ▲387,097 千円
- 財政調整基金費：前年度剰余金及び被保険者証一斉更新に係る積立金の増 582,910 千円
- 保健事業等支援基金費：特別調整交付金(保険者インセンティブ分)の増加に伴う前年度剰余金の増 387,993 千円

4 基金の状況

(1) 財政調整基金

令和元年度中の取り崩しはありませんでした。

(単位：千円)

	H30年度末残高	取崩額	積立額	R1年度末残高
財政調整基金	318,694	0	737,660	1,056,354

(2) 保健事業等支援基金

令和元年度中の取り崩しはありませんでした。

(単位：千円)

	H30年度末残高	取崩額	積立額	R1年度末残高
保健事業等支援基金	345,533	0	733,526	1,079,059

5 剰余金の状況

収支差引残額 10 億 3,766 万 4,803 円から、令和 2 年度に国等へ返還予定の令和元年度国庫支出金等精算見込額 1,143 万 9,000 円を除くと 10 億 2,622 万 5,803 円となります。

これに令和元年度末の基金残高を加えた 31 億 6,163 万 9,049 円が、当広域連合一般会計の令和元年度末現在の実質的な剰余金となります。

		(単位：千円)	
収支差引残額		1,037,665	
2 年度に国等に返還する精算分 (見込み)		▲ 11,439	
実質収支差引残額 (A)		1,026,226	544,224 千円 ※ 8 月補正にて 積立予定
		(単位：千円)	
財政調整基金残高 (R1 年度末) (B)		1,056,354	
保健事業等支援基金残高 (R1 年度末) (C)		1,079,059	
剰余金 (A + B + C)		3,161,639	482,002 千円 ※ 3 月補正にて 積立予定

【このページは空白です】

令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 特別会計歳入歳出決算の概要

1 令和元年度決算の収支

令和元年度決算は、収入総額 9,435 億 1,815 万 1,052 円、支出総額 9,334 億 2,295 万 5,315 円、収支差引残額 100 億 9,519 万 5,737 円となりました。

(単位：円)

収入総額	支出総額	収支差引残額
943,518,151,052	933,422,955,315	10,095,195,737

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	R1年度	H30年度	増減額 (率)
1 市町村支出金	184,214,616	174,329,029	9,885,587 (5.7%)
保険料納付金	101,944,132	97,942,263	4,001,869 (4.1%)
保険料納付金以外	82,270,484	76,386,766	5,883,718 (7.7%)
2 国庫支出金	271,399,379	257,864,798	13,534,581 (5.2%)
3 県支出金	72,730,599	69,929,262	2,801,337 (4.0%)
4 支払基金交付金	395,637,433	374,316,658	21,320,775 (5.7%)
5 その他収入	19,536,124	28,372,845	▲8,836,721 (▲31.1%)
歳入合計	943,518,151	904,812,592	38,705,559 (4.3%)

(2) 歳入の主な増減

- 保険料納付金 : 被保険者数増加、軽減特例見直し等に伴う増 4,001,869 千円
 ※現年度分の保険料収納率：99.42% (H30年度：99.47%)
- 市町村支出金(保険料納付金を除く) : 療養給付費(負担対象額)の増加に伴う増 5,883,718 千円
- 国庫支出金 : 療養給付費(負担対象額)の増加に伴う増 13,534,581 千円
- 県支出金 : 療養給付費(負担対象額)の増加に伴う増 2,801,337 千円
- 支払基金交付金 : 療養給付費(負担対象額)の増加に伴う増 21,320,775 千円
- その他収入 : 前年度繰越金の減額による減 ▲8,836,721 千円

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	R1年度	H30年度	増減額 (率)
1 保険給付費	916,818,306	866,427,942	50,390,364 (5.8%)
療養給付費等	911,764,223	861,513,293	50,250,930 (5.8%)
審査支払手数料	2,291,583	2,204,299	87,284 (4.0%)
葬祭費	2,762,500	2,710,350	52,150 (1.9%)
2 特別高額医療費共同事業拠出金	341,271	311,503	29,768 (9.6%)
3 保健事業費	3,027,594	2,898,641	128,953 (4.4%)
4 基金積立金	1,669,970	6,857,901	▲5,187,931 (▲75.6%)
5 諸支出金	11,565,814	14,795,222	▲3,229,408 (▲21.8%)
歳出合計	933,422,955	891,291,209	42,131,746 (4.7%)

(2) 歳出の主な内訳

○ 保険給付費 916,818,306 千円：被保険者の疾病、負傷に関する必要な給付等

[参考]

<平均被保険者数の推移>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
平均被保険者数	945,361人	993,631人	1,042,225人	1,088,568人	1,133,801人
対前年度比	4.5%	5.1%	4.9%	4.4%	4.2%

<療養給付費等の推移>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
療養給付費等	7,605億円	7,837億円	8,295億円	8,615億円	9,118億円
対前年度比	6.3%	3.1%	5.8%	3.9%	5.8%

<神奈川県及び全国の1人あたり医療費の推移>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
神奈川県	877,313円	861,265円	870,069円	868,869円	882,001円
対前年度比	1.5%	▲1.8%	1.0%	▲0.1%	1.5%
全国	949,070円	934,547円	944,561円	943,082円	(※)
対前年度比	1.8%	▲1.5%	1.1%	▲0.2%	-

(出典等)

平均被保険者数及び1人あたり医療費：『後期高齢者医療毎月事業状況報告』※令和元年度は未発表

4 財政運営期間の状況

令和元年度は財政運営期間の2年目にあたります。

療養給付費等については、一人当たり医療費が見込みを上回ったものの、被保険者数が見込みを下回ったことなどから、財政運営期間を通して、見込みより約38億円減の1兆7,732億7,751万円となっています。

一方、保険料納付額等については、収納率が予定収納率を上回ったことなどから、見込みより約9億円増の2,315億9,023万円となっています。

■平均被保険者数の推移（財政運営期間）

	H30年度（1年目）		R1年度（2年目）		H30-R1年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
平均被保険者数	1,095千人	1,089千人	1,137千人	1,134千人	2,232千人	2,223千人
対見込み比		▲0.6%		▲0.3%		▲0.4%

■一人当たり医療費の推移（財政運営期間）

	H30年度（1年目）		R1年度（2年目）		H30-R1年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
療養給付費等	865,562円	868,869円	871,621円	882,001円	1,737,183円	1,750,870円
対見込み比		0.4%		1.2%		0.8%

■療養給付費等の推移（財政運営期間）

	H30年度（1年目）		R1年度（2年目）		H30-R1年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
療養給付費等	8,684億円	8,615億円	9,087億円	9,118億円	17,771億円	17,733億円
対見込み比		▲0.8%		0.3%		▲0.2%

■保険料等収納額の推移（財政運営期間）

	H30年度（1年目）		R1年度（2年目）		H30-R1年度（財政運営期間計）	
	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績	算定時見込み	実績
保険料等収納額	1,127億円	1,141億円	1,180億円	1,175億円	2,307億円	2,316億円
対見込み比		1.2%		▲0.4%		0.4%

5 基金の状況

後期高齢者医療制度に係る療養給付等に要する費用として、45億5,967万9,000円を取り崩しました。

（単位：千円）

	H30年度末残高	取崩額	積立額	R1年度末残高
後期高齢者医療療養給付費等 支払準備基金	12,584,123	4,559,679	1,669,971	9,694,415

6 剰余金の状況

収支差引残額 100 億 9,519 万 5,737 円から、令和 2 年度に国等へ返還予定の元年度国庫支出金、後期高齢者負担金等の精算額 80 億 4,048 万 7,000 円を除くと 20 億 5,470 万 8,737 円となります。

これに令和元年度末の基金残高を加えた 117 億 4,912 万 3,418 円が、当広域連合特別会計の元年度末現在の実質的な剰余金となります。

		(単位：千円)
収支差引残額		10,095,196
2 年度に国等に返還する精算分 (見込み)		▲ 8,040,487
実質収支差引残額	(A)	2,054,709

2,054,709 千円
※3月補正にて積立予定

		(単位：千円)
支払準備基金残高 (元年度末残高)	(B)	9,694,415
剰余金	(A + B)	11,749,124